

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示	〇大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件	三三
	〇家畜防疫員の注射を受けることを命ずる件	三四
	〇家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件	三四
	〇土地改良法により換地計画を定めた件	三七
	〇土地改良法により換地処分をした件	三七
	〇林業種苗法により生産事業者の登録をした件	三七
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三七
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三七
	〇道路の区域を変更する件二件	三六
	〇道路の供用を開始する件	三六
公告	〇浸水想定区域を指定した件	三六
	〇落札者を決定した件	三六
	〇一般競争入札を行う件	三六
	〇福島県選挙管理委員会	三六
	〇選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	三六

告示

福島県告示第七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十一日から同年四月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市四丁目三百三十七番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十一日から同年四月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン飯寺 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西七百七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十一日から同年四月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十一日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークタウン上荒川 福島県いわき市上荒川字安草四十番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第八十二号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十一日から同年四月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町百十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
 意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十三号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。

令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的
 豚熱の発生予防

二 実施する区域
 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 家畜防疫員が必要と認められた豚及びいのしし

四 実施の期日
 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

健衛生所長の指示する日

五 注射の方法
 皮下又は筋肉内注射法

(畜産課)

福島県告示第八十四号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的
 牛のブルセラ症及び結核の発生の予防

二 実施する区域
 県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日
 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
 1 ブルセラ症
 エライザ法

2 結核
 ツベルクリン検査

(畜産課)

福島県告示第八十五号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的
 牛のヨウネ病の発生の予防

二 実施する区域
 1 二本松市(木ノ根坂、大根畑、宮沢、休石原、小関、大関、栄町、岳東町、原セ日照田、立石、隠里、西町、館野一丁目、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、馬場平、南トロミ、中町、大町、錦町二丁目、大久保一丁目、大久保二丁目、芹沢、昭和町、堀越、米五町、八坂町、上蓬田、木ノ崎、大平中井、中森、雄平台、長下の区域に限る。)、本宮市(稲沢、白岩、長屋、糠沢、松沢、和田の区域に限る。)

る。)、伊達郡桑折町、郡山市(旧郡山、大槻町、片平町、日和田町、喜久田町、富久山町、田村町、湖南町の区域に限る。)、田村市(船引町春山、船引町芹沢、船引町門沢、船引町堀越、船引町遠山沢、船引町柗山、船引町永谷、船引町荒和田、船引町笹山、滝根町の区域に限る。)、石川郡浅川町、田村郡三春町、同郡小野町(小野新町、飯豊、浮金、吉野辺の区域に限る。)、白河市、西白河郡中島村、耶麻郡西会津町、同郡磐梯町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡会津美里町、双葉郡川内村、同郡浪江町、同郡葛尾村、いわき市(遠野町、四倉町、小川町の区域に限る。))の各区域

三 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後一歳未満の牛を除く。)
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛(生後一歳未満の牛を除く。)
- 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後一歳未満の牛を除く。)

四 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

- 1 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 2 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第八十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
馬伝染性貧血の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後百八十日以上馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

健康衛生所長の指示する日
五 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応

(畜産課)

福島県告示第八十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂
- 四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第八十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
牛のアルボウイルス感染症(アカバネ病に限る。)の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

血清学的検査（鶏を検査する場合にはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にはあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚のオースキー病の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭

に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

福島県告示第百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚熱の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保
健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（エライザ法）
（畜産課）

福島県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、
矢川原地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次
のとおり縦覧に供する。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間
令和七年三月二十四日から
同 年四月十四日まで （二十二日間）

三 縦覧の場所
南相馬市役所

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用
する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十
五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められ
たことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地
計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村基盤整備課）

福島県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
令和七年三月十三日馬場西地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄
（農村基盤整備課）

福島県告示第九十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、登録をした

生産事業者は次のとおりである。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の 内容	事業所の名称及 び所在地	登録年月日
福島県五 八二	産工業 伊達市梁川町大関 字中沢二八番地	幼苗の育成	産工業 伊達市梁川町大関 字中沢二八番地	令和七年三月 一二日

（森林整備課）

福島県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町高野字長井沢山二八二六の一、二八二六の二から二八二六の
一四まで、字株ノ沢山二六九五の一、二六九五の四、字三沢山二八二〇の一、二八
二〇の三、字從小畑山二八二三の一

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町金井沢字向山一二二〇の四九

保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第九十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小沢一康 塩田昭二 岡部勲 岡部春雄 野崎重光 水野岩雄 大越慶久 鈴木啓次

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和七年福島県告示第九十四号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道白河 停車場線	白河市手代町五〇番一 地先から 同 市向新蔵九〇番三 地先まで	変更前 変更後	二〇・〇〇 四二・〇〇	二七七・〇
	白河市手代町五〇番一 地先から 同 市向新蔵一〇七番 三地先まで	変更後	二〇・〇〇 三二・〇〇	二四五・〇

(道路計画課)

福島県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津 坂下会津 本郷線	大沼郡会津美里町字館 ノ廻二三番五地先から 同 郡同 町字荒 井前四四番一地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 二〇・〇一	五三二・六
		変更後	一六・一〇 二五・九	五三二・六

(道路計画課)

福島県告示第二百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道白河停車場線	白河市手代町五〇番一地从先から 同 市向新蔵一〇七番三地从先まで	令和七年三月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第六十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、黒谷川、保城川、舟岐川、戸石川、大門川及び檜沢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南会津建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和七年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

公告第63号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務(夜間便2号・セメント原料化)の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和7年3月21日

福島県北流域下水道建設事務所長 高坂宏哉

- 落札に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務(夜間便2号・セメント原料化) 2,400 t
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 落札者を決定した日
令和7年1月14日
- 落札者の氏名及び住所
収集運搬 株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
処分 八戸セメント株式会社 青森県八戸市大字新井田字下鷹待場7番1号
- 落札金額
収集運搬 19,800円(1 t当たり)
処分 13,200円(1 t当たり)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年12月20日

(総務課)

公告第64号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年3月21日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪ドーザ（18t級） 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年2月27日（金）
- (4) 納入場所 福島県宮下土木事務所ほか計2か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年4月11日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年3月21日（金）から同年4月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年3月28日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年3月28日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和7年5月7日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年5月2日（金）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor with Snow Plow (18t class) 2 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 7 May 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 May 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和七年三月一日現在において、次のとおりである。

令和七年三月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	三〇、三四六
二	選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	二八九、六五九
三	福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	

福	選	
島	挙	
市	区	七五、六九二
	選	
	挙	
	区	田村市田村郡
		一六、七七〇

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市
一四、四七八	一一、二八六	一九、三二一	二五、四九二	二九、五三八	八六、二七〇	八八、一一九	三一、四八一
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡
一六、三三三	一〇、二〇七	八、一九五	六、五八一	五、七五六	六、六〇五	一〇、七一九	二五、二二五
							南相馬市相馬郡飯館村
							一七、七二六